

当院における看護・看護補助の勤務体制について

1. 当病院2階、3階の一般病床では、1日に16人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・AM8:30からPM1:00までは看護職員1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
- ・PM1:00からPM5:15までは看護職員1人当たりの受け持ち患者数は6人以内です。
- ・PM5:15からPM9:30までは看護職員1人当たりの受け持ち患者数は25人以内です。
- ・PM9:30からAM8:30までは看護職員1人当たりの受け持ち患者数は25人以内です。

2. 当病院では原則として御家族の付添いをお断りしております。どうしても付添いを希望されます御家族の方につきましては、受付窓口または2階看護師詰所までお申し出下さい

院内の基準に基づき主治医が付添いの可否を判断してお知らせ致します。

入院中の食事について

1. 当病院は、厚生労働省の定める入院時食事療養（Ⅰ）に関する基準の適合病院であり、近畿厚生局京都事務所に届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
(食)第1384号 平成30年4月1日
2. 入院中の食事費用につきましては、患者一部負担金といたしまして、1食につき510円を負担いただくこととなります。

特別の療養環境の提供(室料差額)について

当病院は健康保険法に定める特定療養費の規定に基づいた療養環境の向上に努めております

以下の病室への入室を希望されます場合については、1日につき別途規定の料金をご負担いただくことになります。なお、主治医が治療上必要と認めた場合や院内感染防止の為など、病院の都合により差額室に入室された場合には差額料金は頂いておりません。

- ◇個室A (301号室)
- ◇個室B (302号室)
- ◇個室C (201号室、202号室)
(203号室、305号室)
- ◇2人室 (303号室)
- ◇3人室 (206号室、207号室、208号室)
(210号室、211号室、212号室)
- ◇4人室 (205号室)

保険外負担について

当病院では、以下の日常生活品及びサービスの提供について、その利用品目や利用回数に応じた実費をご負担していただくこととなります。

◇イヤホン	1器具につき	300円
◇松葉杖	保証金として	3000円
(返却時全額返金)		

◇文書料 (診断書、各種証明書など)

・一般的なもの	1通につき	2200円
・死亡診断書	1通につき	5500円
・生命保険に関する診断書	1通につき	4400円
・介護サービス共通健康診断書	1通につき	4400円
・身体障害者診断書	1通につき	5500円
・おむつ使用証明書	1通につき	2200円

◇その他

・死後処置料	15400円
--------	--------

◇選定療養費 (180日を超える入院に係る特別料金として、各入院区分における基本点数の15%)	2106円
---	-------

当院は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的にこなっています

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ポイント1

先発医薬品より
安価で経済的です

患者さんの自己負担軽減、医療保険財政の改善につながります。

※価格は品目ごとに様々ですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。

ポイント2

効き目や安全性は
先発医薬品と同等です

国では、後発医薬品が先発医薬品と同じレベルの品質・有効性・安全性を有するかについて、海外と同様の基準で審査を行っています。

ポイント3

飲みやすく工夫された
後発品もあります

後発医薬品には、製剤開発の工夫により、味やにおいを工夫したものや、大きさや形を改良したものがああります。

※ただし、一部の後発品で十分な供給ができない状況が続いております。当院でも、在庫の確保に努めておりますが、他のお薬への代替えをご提案させていただく場合がございます。変更の際は、代替え薬について十分ご説明差し上げます。何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

協力対象施設入所者入院加算について

当院は、下記の介護施設の協力医療機関となっております。当該施設にて療養を行っている患者さんが急変した場合等において、常時対応できる体制を確保しています。

施設名：特別養護老人ホームはぎの里オアシス（令和6年11月より）

施設名：医療法人大澤会 介護老人保健施設こもれび（令和7年6月より）

施設名：特別養護老人ホーム長老苑（令和8年3月より）

口腔管理連携加算について

入院患者様が有する口腔状態の課題に対し、質の高い対応を推進するため、下記の歯科医療機関と連携体制を構築しております。必要に応じて、入院中に歯科訪問診療が行われる場合があります。

連携歯科医療機関名：高屋歯科医院

当院では「かかりつけ医」として、 以下の取組みを行っております

- ・必要に応じて他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、服薬管理を行っております。
- ・必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています
 - ・ 保健・福祉サービスに関する相談に応じています。
 - ・ 夜間・休日の問合せへの対応を行っております。

上記についてご相談等がございましたら、1F事務室までお問い合わせください。

医療法人社団 園部病院

各都道府県のホームページに掲載されている **医療機能情報提供制度 (医療情報ネット)** を利用すれば、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

身体的拘束の原則廃止を目指すための医療機関全体の体制について

- ・ 病院長や看護長等が自ら身体拘束の最小化に取り組むことを発信し、職員に周知している。
- ・ 身体拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職後1年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講している。
- ・ 身体的拘束最小化チームにより、用具の一元管理が行われるとともに、使用状況に基づく解除の提案等がなされている。
- ・ 身体拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟の職員らとともに、解除に向けた具体的な検討が行われている。
- ・ 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案でき、提案を積極的に導入する仕組みがある。
- ・ 医療機関内の原則として身体的拘束を行わない方針であること、そのための取り組み、実施率の推移について提示している